

One Asia Lawyers ニュースレター

2018年：新年特別号

タイ

■タイの民商法改正案の状況

2017年10月17日、タイ内閣が商務省から提出された民商法改正案を承認しました。

1 規制緩和される各取引

タイ民商法の現行法は以下の取引を認めていないため、タイにおける外資規制により内資企業との共同出資を余儀なくされる外資系企業にとって使い勝手の悪い状態でした。



<改正案が認めようとしている取引>

- ア 株式公募（第三者割当増資）
- イ 債務株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））
（債務と資本の交換。新株を発行して代金の代わりに債務と相殺するという手法。）
- ウ 優先株式の条件変更
- エ 優先株式から普通株式への転換
- オ 自己株式の保有
- カ 取締役や従業員等を対象とした第三者割当による新株発行
- キ 公募債の発行

しかし、今回の改正でこれらの取引が認められれば、ストラクチャー策定の際により幅のある柔軟な手法を検討することができるようになります。

2 吸収合併（Merger）

そして、もう一つ、大きな違いとして吸収合併（Merger）の導入も挙げられます。吸収合併の利点は次のような点があげられます。

現行法で認められている会社買収方法は、株式取得によるものと事業譲渡以外には、新設合併（Amalgamation）のみであり、吸収合併は認められていません。

新設合併と比べて、吸収合併のメリットは、会社を新設する必要がなく、既存の会社をそのまま残せることです。新設合併の場合は、A社がB社を買収しようとする際に、わざわざC社を新設した上で、A社、B社は共に消滅することになります。

他方、吸収合併では、A社は、B社をA社内にそのまま取り込む形となり、B社は消滅しますが、A社は存続します。

さらに、事業譲渡と比べてのメリットとしては、全ての資産や権利義務が合併の効果として自動的に存続会社に帰属することです。事業譲渡の場合は、自動的に引き継がれないものも多く、その場合は、それらの一つ一つの契約関係を洗いだし、対応しなければなりません。

3 今後の動向

現在、あくまでもまだ草案の段階であり、今後、内閣や国会で検討されたうえで法令として最終化されていきます。今回の改正は、すでにタイに進出している、又はこれから進出する企業にも、買収ストラクチャリングにおいて与える影響は大きく、改正案の今後の議論の行方が注目されます。